盛岡広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年３月８日

盛岡広域振興局長　菊　池　正　佳

１　路線名　盛岡大迫東和線

２　供用開始の区間　盛岡市川目第１地割124番６地先から根田茂第８地割28番２地先まで

３　供用開始の期日　平成25年３月10日

４　供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

（１）　場所　盛岡広域振興局土木部

（２）　期間　平成25年３月８日から同年４月８日まで